

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍等費用支援要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年9月24日学長裁定)

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍等費用支援要項の一部を改正する要項

旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍等費用支援要項（令和5年9月6日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (支援対象) 第3 支援対象は、次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>とする。 (1) 旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍規程(令和5年旭医大達第119号)に基づき本学が借り上げる宿舍に、第2に定める者が入居する場合 (削除) <u>(2) その他、前号に準ずるものとしてセンター会議において認められた場合</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍規程に定める料金表対象宿舍の入居は、支援の対象としない。</u>（新設） (支援の申請及び決定) 第4 支援を受けようとする者は、別に定める申請書により、学長に願い出るものとする。 <u>2 支援の申請にあたりセンター会議が証拠書類の提出を求める場合、支援を受けようとする者は、当該証拠書類を前項の申請書に添えて提出するものとする。</u>	(略) (支援対象となる場合) 第3 支援対象<u>となる場合は</u>、次の各号のいずれかに該当する<u>場合</u>とする。 (1) 旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舍規程(令和5年旭医大達第119号)に基づき本学が借り上げる宿舍に、第2に定める者が入居する場合 <u>(2) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条にて旅館業と定義される宿泊施設に、第2に定める者が滞在する場合</u> <u>(3) その他、前2号に準ずるものとセンター会議において認められた場合</u> (支援の申請及び決定) 第4 支援を受けようとする者は、別に定める申請書により、学長に願い出るものとする。 <u>2 支援対象となる者が第3第2号で定める宿泊施設又は第3第3号により第3第2号に準ずると認められた宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する場合は、自らの支払いが確認できる領収書の写し</u>

3 支援の決定は、学長が行う。

(支援額)

第5 支援額は、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）第22条第1項第1号及び第2号を準用して算出する。ただし、特段の事情により、支援額を別途算出する必要があるとセンター会議が認める場合は、この限りでない。

2 支援額算出の基礎となる家賃の月額には、原則として次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金
- (3) 共益費
- (4) 駐車場の料金
- (5) 食費

(削除)

(支援方法)

第6 支援方法は、本学が所有者等に借上宿舍料金を支払い、その料金から第5に定める支援額を差し引いた金額を、支援対象となる者に請求するものとする。

(削除)

等を、前項の申請書に添えて提出するものとする。

3 支援の決定は、学長が行う。

(支援額)

第5 支援額は、旭川医科大学職員給与規程（平成16年旭医大達第153号）第22条第1項第1号及び第2号を準用して算出する。ただし、特段の事情により、支援額を別途算出する必要があるとセンター会議が認める場合は、この限りでない。

2 支援額算出の基礎となる家賃の月額には、原則として次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金
- (3) 共益費
- (4) 駐車場の料金
- (5) 食費

3 第3第2号又は第3第3号において宿泊料に月額の定めが無い場合は、宿泊料の合計額をもって家賃の月額とする。ただし、1日あたりの宿泊料上限額は、旭川医科大学旅費規程（平成16年旭医大達第176号）別表第1に定める宿泊料（乙地方）から食卓料を差し引いた金額とする。

4 前泊及び後泊の可否は、本学における旅行命令の取扱いに準ずるものとする。

(支援方法)

第6 支援方法は、以下のとおりとする。

- (1) 本学が所有者等に借上宿舍料金を支払う場合は、その料金から第5に定める支援額を差し引いた金額を支援対象となる者に請求する。
- (2) 支援対象となる者が宿泊施設に宿泊し、自ら宿泊料を支払う場合は、現金、外国送金等により、支援決定日の翌月末までに支援額を支援対象となる者に支払う。

2 前項の支援方法によりがたい特別の事情があるとセンター会議が認める場合は、同項の規定にかかわらず、センター会議が指定する方法により支援することができる。（新設）

附 則

この要項は、令和8年9月24日から施行する。

【改正理由】

料金表により使用料を算定する留学生及び外国人研究者向け借上宿舎の整備に伴い、円滑な運営を図るため、所要の改正をするものである。